すべての子ども・大人のみなさんへ

# 国立市子ども基本条例を知ろう!





国立市子ども家庭部児童青少年課



## 子どもは生まれながらにして おとなと同じ「権利」を持っています

みなさんは、「子どもの権利条約」を知っていますか。
1989年に、世界中のすべての子どもたちの権利が守られるために、
国際連合が定めたもので、日本もこれを守ることになっています。

しかし、世界にはいろんな国々があり、人々の暮らしや文化は 日本とにてる国、にていない国など、いろいろあります。 子どもの権利が守られ、みなさんが幸せに成長し暮らして いけるためには、実際にみなさんが暮らすまちで、 いろんな気持ちによりそいながら支えていくことが重要です。

国立市では、国と国とで約束した条約の内容が、みなさんの 生活の中で守られ、子どもも大人もしあわせを感じて 暮らせるように「国立市子ども基本条例」をつくりました。

これから、その内容について説明しますので、ぜひごらんください。

はん せつめい こ りかい ひょうげん せつめい ※この本の説明は、子どもが理解ができるやさしい表現で説明します。

はん おとこ おんな よ どうぶつ しょう ※この本は、「男」「女」のイメージがなく読めるよう、動物のイラストを使用します。 ほん せつめい こ り かい ひょう げん せつめい

# もくじ

子どもの権利条約について知ろう ・・・・・・・ 3
え 子どもの意見について ・・・・・・・・・5
国立市子ども基本条例について知ろう・・・・7
わかりにくい言葉-用語集- ・・・・・・・16
い もん 質問コーナー ・・・・・・・・・・・・・17
<sup>かんが</sup> 考えてみよう! ・・・・・・・・・・・20
ಕ್ಕಾ th
。 大人のみなさんへ ・・・・・・・・・22

# 子どもの権利

まずはじめに、国立市子ども基本条例の基本となる、 国際連合が定めた「子どもの権利条約」について知りましょう!

# 子どもの権利条約 4 つの大切なこと

### 1.命を守られて成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれ のう りょく じゅう ぶん た能力を十分にのばして成長できるよう、 はんこう きょうにく せいかっ 健康や教育や生活の支援をうけることができます。

### 3. 差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、 はいざいじょうきょう けい ざいじょうきょう 性別、意見、しょうがい、経済状況など、ど りゅう きべつ んな理由でも差別されません。

### 2.子どもにとって最もよいこと

で 子どもに関することが行われるときは、そ の子どもにとって最もよいことを第一に考えます。 大人は、子どもの考えをきいて 一緒に考えます。

### 4.意見を表明できること

でしていた。 かんけい で子どもは自分に関係があることについて自ゅう いけん あらわ まとま 由に意見を表すことができ、大人はその はり たっ おう じゅうぶん かんが 意見を、子どもの発達に応じて十分に考えます。

子どもの権利条約は全部で54条あります。

<u>これらは、日本でもすべて**守らなければならないこと**</u>です。

国の「こども基本法」もこの条約を基本としています。



# 条約について知ろう(造

せいしきめいしょう じどう けんり かん じょうやく (正式名称:児童の権利に関する条約)

子どもの権利条約は、

世界中のすべての子どもたちの権利を定めた条約で、
には、日本もこれを守ることを約束しています。



ユニセフでは、子どもの権利は、「子どもの人権」と同じ意味と説明しています。
「人権」は、義務と引きかえに与えられるものではなく、また、何かをしないと
取りあげられるものではありません。

 じょう やく 条約のポイントを が にん 確認しよう!



## Q 子どもは何歳までなの?

条約では、18歳になる前の人と定めています。

## Q 子どもは弱いから大人が守ってくれるの?

全まれながらに 性がありれる権利を も持っているという 意味です

ただ「守られる存在」というだけではなく、「**子どももひとりの人間として** 権利をもっている(権利の主体)」であるという考えです。

## Q 「最もよいことを考える」って、どういう意味?

子どもに関することを決定するときは、「こういうときは、こうするもの」ということで決めるのではなく、その子どもの状況や気持ちをきいて「その子どもにとって最もよいこと」を考えるという意味です。

そのうえで、年齢や成長発達により配慮されるということです。

## Q ことばが話せない子どもは意見表明権はないの?

いいえ、あります。すべての子どもが「生まれながらにして持っている権利」です。 あかちゃんも、泣いて気持ちを表します。ことばが話せなくても、表情などで表した気持ちを受け止めることができます。

# 子ども基本条例を作るために、子どもの意見をたくさんききました!

意見をきくときは、意見が言えない子どもの声もきき取れるよう
たいわ

「対話をすること」を大切に考え、学校や施設など、

子どものいるところへ直接行ってたくさんの意見をきました。

その数は、学校や学童、各種施設、外国籍の方など、500人を超えています。

さらに、児童館などの子どもに関する施設に「権利のたねカード」を設置し、

たくさんの意覚をいただきました。

#### 権利のたねをまいて ぎ 育てるよ!

21121 T

①もっと話をきい てほしい

5親の価値観を まっ 押し付けられる

®「いじめを発覚した場合は早期に対応」とあるが、その「発見」が難しい場合がある

②いろいろなパ ターンの相談でき ひはばいなる人・場所を作ってほしい 2理由もなく意見 が通らない

③しかるときは理由を説明してほしい

©公園の好きな遊 「会」が無くなっていた じゅう あそ 自由に遊べる ごっえん 公園がほしい

9得意よりも好き なことを優先した いこともある

②子どもが企業に りが用されている場合がある。企業も範囲に入れてほしい スクスク

④大人も子どももった。子どもの権利を知ってほしい

⑦蒙の遊くに居場所が欲しい

①自分の権利が守られると同時に、他者の権利も守ることを伝えてほしい

3子どもにも大人
かがとは違ういそがしさ
があり疲れている

これらの他にもたくさんの意見をいただきました

# みなさんの意見が

大きな 実 しとなりました

#### 12359の意見

こともの考えや気持ちによりそうことを、「前文」、「基本理念」、「自分らしく心豊かに育っ権利」、「意見を表明する権利」、「子どもの権利の保障」に入れました。

#### い けん **④の意見**

できるの権利を知ってもらうため、「子どもの権利を知ってもらうため、「子どもにやさしいまちづくりの推進」の「子どもの権利の周知と学び」、「国立市子ともの権利の日の制定」を入れました。

しょうれい
これらにより、条例ができた後もますます
にゅうち すず
周知を進めます。

#### い けん **⑥⑦の意見**

子どもの意覚を施策に取り入 へに れることは国の法律でもさだめ ています。

「子どもにやさしいまちづくりの すいしん こ かん し さく 推進」、「子どもに関する施策 すいしん けんしょう なか ほ しょう の推進と検証」の中で保障し

ていきます。

#### ⑧の意見

いじめの発見に関しては「子ども
の権利の保障」、「子どもにやさ
しいまちづくりの推進」に入れまし
そうきはいけん むず じゅうよう
たが、早期発見の難しさは重要な
こととして、引き続き検討していき
ます。

#### いけん **伽の意見**

すがん きぎょう じ 子どもに関することが、企業の事ぎょうじっせき ゆうせん ここ きもち 業実績を優先し、子どもの気持 はん ちに反することがあるという指摘。こ けんり ほしょう おとな 子どもの権利を保障する大人に、きぎょう そだ まな しせっ ひ 産ぎょう そだ まな しせっ ひ 業ようしゃ ふく 業者」も含まれようにしました。

### **⑪の意見**

で いけん けんり しんがい 子どもの意見に「権利を侵害することは子ども同士でもある」という、このよういけん おお な意見は多くありました。子どもの権利 じょうやく せいしん たん こ それの精神は、単に「子どもは弱いからまち でる」というものではなく、子ども自身がけんり しゅたい せっきょくてき かか 「権利の主体」として、積極的な関わりにはいまう を保障するものです。

はんぼう はんり たしゃ ばんりまた、憲法に「権利は、他者の権利をうば かぎ さいだいばん そんちょう 奪わない限り最大限に尊重される」とないよう かいった内容が書かれています。

たいせつ 条例文には入れていませんが、大切 かかい なこととして理解されるようていねいに った 伝えていきます。

#### ⑫の意見

相談先に関する意見は、とくに中高生から多くいただきました。そして相談先は、一つあればよいということではなく、深刻なこと、語すだけでスッキリすることなどに合わせおかい人、経験を重ねた大人など、いろんなパターンがあるとよいとの意見でした。「子どもにやさしいまちづくりの推進」に入れていたが

#### い けん **(3)の意見**

ですどもの心からあふれ出た 切実な思いとして受け止め ました。「自分らしく心豊か をだけんり に育つ権利」に心身に必要 な休息がとれることを入れ ました。

まだまだ、 たくさんの意見を 取り入れています



実現していきます。

令和7年4月1日より 施行しました

# 国立市子ども基本



いよいよ、条例の説明をするよ! まずは、子どもの大切な権利について説明します!

## 子どもにとって大切な権利

国立市子ども基本条例の「子どもの権利」は、子どもの権利条約の4つの大切なことをふまえて、第2章に**3つに分けて**のせています。

条約の権利が、 条約の権利が、 せいかっなか みなさんの生活の中で イメージできるように 3つに分けました



## 安心して生きる権利

命がまもられる/大切に育てられる
いりほう う きべつ う
医療を受けられる/差別を受けない
しゃかいほしはう う
社会保障が受けられる/プライバシーが
まも そうだん たす もと
守られる/相談・助けを求められる

など

### 自分らしく ごろ ゆた きだ けん り 心豊かに育つ権利

遊び・学ぶ/自然・文化・芸術・
というでは、 では、 では、 できる できる は に いまか まか まっ は いまか まか まっ 自由/仲間をつくる/ほっとできる 場所をもつ など

### 意見を表明する はかり さんか けんり 権利・参加する権利

自分の意見が言える/ じがいいけん そんちょう 自分の意見が尊重される/ じがん かいけい 自分に関係があることに参加する

4ページで、子どもの権利は、子どもの「人権」と同じ意味なので、「人権」は取りあげることはできないと説明しました。
「人権」はみんなにあるものです。自分の権利が尊重されることと
同じく、他の人の権利も尊重しなければなりません。



# 条例について知ろう

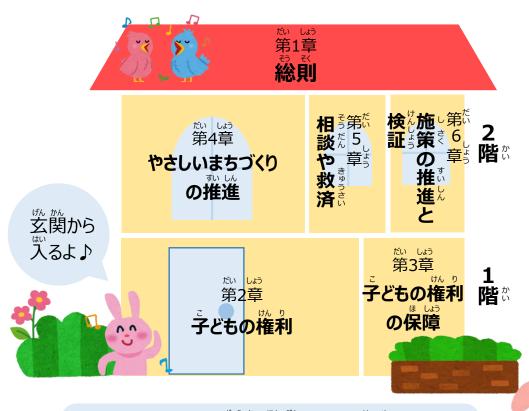
条例の権利を守る<u>しくみ</u>について「2階建てのお家」で説明するよ!



### 条例のしくみ

条例は、全部で「6章」でできています。

- 1 階は、子どもの大切な権利と、それを保障する子どもと大人との関わり
- 2 階は、それを送的に守るための役割です。



つぎのページからは、条例本文について説明するよ! むずかしいかもしれないけど、がんばって読んでみよう! (16ページのわかりにくい用語集もみてね♪)

# AIX

この条例をつくった悪いや、ねがいが 書かれているよ



「前文」は条例の文をそのままのせました! 「前文」は条例の文をそのままのせました! こうはん おとな 上は子どもへのメッセージ、後半は大人へのメッセージです!



# 子どものみなさんへ

### すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、 このまちにいる大人は、うれしく思っています。

あなたが感じていること、思っていること、考えていることを、あなたの近くにいる大人にいっても聴かせてください。

うれしいこと、かなしいこと、困っていること、遊びたいこと、学びたいこと、やってみたいこと。 もっと自分たちの声を聴いてほしい、自分たちに目を向けてほしいと思っていること。

このまちと、このまちにいる犬人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいいっぱい 応援します。

あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべてのこともが一人の人として等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、ました。 たいせつ おん そく そく あなたと一緒に大切にして、守っていくことを約束します。

# 大人のみなさんへ

この条例を制定します。

全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど はまざま とくせい ゆう にんげん う ひと じ ぶん しゅう い 様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらにして等しく、自分らしく幸せに生き はんり も るための権利を持っています。

この権利は、子どもが成長・発達の過程にあることから、自分の力で行使できないときがあり、そのときに大人の支えが必要となります。

おも

しゅんかん

さまざま かたち せいいっぱい おとな

子どもたちは、生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明して しんけん う と そんちょう います。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって なに かんが けん り 最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます。 り ねん かか くに たち し 「人間を大切にする」という理念を掲げる国立市は、子どもたちの思いを深く受け止め、 また、様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子ども しん けん かんが けんり こうきゅうてき ほしょう じつ げん の権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、 じょう れい せいてい

# そく

### 目的や、子どもとはどんな人か、 考え方などが書かれているよ



じょうれいぶん こ りかい ひょうげん ※ここに書かれている条例文は、子どもが理解ができるようにやさしい表現にしています。 じっ さい じょうれいぶん 実際の条例文は市ホームページをごらんください。

#### だい じょう じょうれい 第1条 もくてき 目的(この条例がつくられた目的)

けん り じょう やく この条例は、子どもの権利条約の精神にのっとり、国立市に関わるすべての子どもの権利 が守られるように、社会全体で子どもを支え合うしくみを定めることで、子どもが自分らしく もく てき 幸せに生き、育つことができるまちをつくることを目的とします。 さい いじょう こうこうせい

だい じょう

#### 第2条 💯 で表(ことばの意味や、最初に知っておいてもらいたいこと)

- ●子どもとは、市内に住んでいる、市内の学校に通っているなどの 18歳になる前の人、子どもの権利を保障することが認められる人
- 保護者とは、親、もしくは親の代わりに子どもを**賛てる**人 がっこう ほいくえん ようちえん し ない
- じ どうかん がくどう 育ち学ぶ施設とは、市内の学校・保育園・幼稚園・児童館・学童などや、市内にある そだ 子どもが学んだり育ったりするための場所
- 事業者とは、市内で仕事やサービスを行う個人や会社や団体
- 市民とは、市内に住んでいる人や、市内の学校に通う生徒や職場で働く人

#### じょう れい かんが かた 第3条 基本理念 (この条例の考え方)

3ページで説明した「子どもの権利 条約」を基本とします



18歳以上の高校生

や市の施設を利用 する他市の子どもも

入るよ♪

- 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 子どもがいかなる差別も受けることがないようにすること。 なに だい いち かんが
- 子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えること。 いのち まも あい ほご しん しん
- ほしょう 子どもの命を守られ、愛され保護され、心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- い けん あらわ ほ しょう せいちょう いけん →子どもが首前に意覚を義すことを保障するとともに、その意覚を子どもの成長や発達、 個性をふまえて尊重すること。

#### だい じょう 第4条 やく わり 市などの役割(おとなの役割について)

- けんり まも かん けい きょうりょく ひつよう ●市・・・子どもの権利が守られるまちとなるよう、関係するところと協力し必要な取組みを する。
- こころ からだ そだ 保護者・・・子どもが心も体もすこやかに育つように養育する。
- ●育ち学ぶ施設の関係者および事業者・・・その活動の中で子どもの権利を保障する。 (保育園・幼稚園・学校・塾や、市内で活動する団体や会社など) けんり けんり りかい ふか まも rn
- ●市民・・・子どもの権利の理解を深め、権利を守る取り組みに協力する。



# 第2章 子どもの権利

大事なので、 しっかり確認してね

だい じょう

### <sup>第5条</sup> 子どもの権利

- ●子どもは、子どもの権利条約にのっとり、子どもの権利が保障される。
- ことでは、りいまします。 子どもの権利が保障されるにあたっては、ひとりの人間として生き、育っために尊重され、 さいないでは、はいないでは、はいないでは、かんが 子どもの成長や発達・個性をふまえてよく考えられる。

だい じょう

## 第6条 数心して生きる権利

- 自分の命を大切に思い、命が守られること。
- 健康に気をくばられ、病院の治療をうけられること。
- あらゆる差別をされないこと。
- ●ぎゃく待、体罰、いじめなどのあらゆる暴力、不当な扱いから寺られること。
- いつでも安心して相談や助けをもとめられること。
- 安定した生活や、成長・発達のために必要な社会保障をうけること。
- 知られたくないことや、首分を大切に思う気持ちが守られること。

### だい じょう

## 第7条 自分らしく心豊かに育つ権利

- ●自由に気持ちや考えをもつこと。
- <sup>じゅう き も かんが ひょうげん</sup>
  自由に気持ちや考えを表現すること。
- <sup>□</sup> 自分らしさが認められ、尊重されること。
- 仲間をつくり、いろいろな人々とふれあうこと。
- ●あたたかい見守りの中で、地域や社会の活動に参加すること。
- ●自分の成長や発達、個性に合わせて学ぶこと。
- 自然、文化、芸術、スポーツなどに親しむこと。
- 心や体にとって必要な休息をとり、自由に遊んだり、安心して過ごすことのできる時間と 場所をもつこと。

だい じょう 第8条

## 意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利

- 自分の気持ちや考えについて表明すること。
- 自分の表明した気持ちや考えをきいてもらい、成長や発達 個性に合わせて尊重してもらうこと。
- ●子どもに関することを決める場や、社会活動に参加できること。
- じぶんがんが、 じぶん せいちょう やだ にい じょうほう おとな しゃかい もと あっ 自分に関することや自分の成長に役立つための情報を大人または社会に求め、集めること。

「なにもしない」時間も たいせっ 大切だよ



# 第3章 子どもの権利の保障



だい じょう

# 第9条 家庭における権利の保障

- 保護者は、子どもの成長や発達、個性によりそい、子どもの気持ちを受け止めながら、 がいいち かんが 子どもにもっともよいことを第一に考える。
- 保護者は、このことのために、必要な協力を市や関係するところに求めることができる。

#### 

学校などのほか、塾や習い事も含まれるよ!

- 育ち学ぶ施設の人は、子どもの考えや気持ちを 聞いて受け止めながら、子どもにもっともよいことを第一に考えること。
- 育ち学ぶ施設の人は、子どもが抱える悩みや不安、困っていることについて、気軽に ● 制設できるようにすること。
- 育ち学ぶ施設の人は、子どもが不当に扱われることがないように予防し、おこった場合は早くに対応する。

# 第11条 地域における権利の保障

- しまれます じぎょうしゃ こ ちいきいない こ いけん かっとう そんちょう ● 市民及び事業者は、子どもを地域の一員として、子どもの意見や活動を尊重し、 たい ゎ とさ 対話をして支える。

## 第12条 不当な取り扱い等の禁止

ゅうき だ そうだん 勇気を出して相談しよう!

- だれでも、子どもへの不当な取扱いを見つけたときは、早くに市や関係するところに連絡 しなくてはならない。

第2章子どもの権利は、子どもの「主体的な権利」をかかげています。 子どもの権利が保障されるためには「意見を表明する権利」はとても大切です! 子どもが何も言えずにいるときは、「どうしたの?」ときいてもらうことも、 子どもの意見を表明する権利の保障につながります。



# 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

権利を守るために市が努力することだよ

い けん しさく

子どもの意見を施策に

活かすことはとても

いろいろな場所、 いろいろな立場の人が

いる方がいいよね!

## 第13条 子どもの意見が尊重される環境の整備

- 市は、子どもが自分の気持ちや考えを表明できるような環境づくりをする。
- 市は、環境づくりをするとき、子どもの意見を聞き、 大切だよ!
   子どもにとって最もよいことを第一に考えて必要なとりはからいをする。
- 市は、市民、育ち学ぶ施設の人、事業者に、子どもが自分の考えや気持ちを表明する ことができるように支援と協力をする。

# 

- 市は、子どもが不安なことや困っていることがあるときに気軽に相談できるようにする。
- 市は、このことについて、市民、育ち学ぶ施設の人、事業者が相談できる場所になるように支援する。

# 第15条 子どもの権利の周知と学び

● 市は、この条例と子どもの権利を多くの人に知ってもらい、広めるようにし、子どもの権利 について学ぶことができるようにする。

# 第16条 国立市子どもの権利の日

- ■国立市子ども権利の日は11月20日とする。

がっ にち 11月20日は けんり じょうゃく 「子どもの権利条約」が 生まれた日です



## 第17条子育で家庭への支援

- 市は、保護者が安心して子育てができ、子どもの権利を守ることができるように支援する。
- 市は、保護者への支援が、市民、育ち学ぶ施設の人、事業者もできるように協力する。

### 第18条

## 配慮が必要な子ども・家庭への支援

った。はいりょうできまった。 市は、配慮が必要な子どもと、その家庭に気をくばり、関係するところと協力して支援する。 はいりょ ひつょう こ こんなん こ こんなん こ にい けいざいてき がいこく こんなん こ こんなん こ (※配慮が必要な子どもとは、しょうがい、ぎゃく待、経済的、外国ルーツによる困難があるなどの子ども)

### じょう 第19条 乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備

- ●市は、子どもの学びたいという気持ちや学ぶ権利を保障して、子どもが成長できる環境 し せつ きょうりょく づくりを育ち学ぶ施設と協力して行なう。
- せいちょう はったつ なか ●市は、子どもが成長・発達の中でのいろいろな問題を乗りこえることができるよう、幼児期 じぶん じしん も しゅたいせい はく かんきら ぞ まっしせっひと じぎらしゃ から自分に自信が持てたり、主体性を育める環境づくりを育ち学ぶ施設の人や事業者と 協力してつくる。

## 第20条 子どもの居場所づくりの推進

- 市は、関係する人と協力して、自分にとって大切な経験ができ、いろいろな年の人とや 自然とふれあい、また、なにもしなくてよい、ほっとできるなどの、豊かな育ちにつながる居 場所をつくる。
- 市は、この場所をつくるとき、子どもの意見を聞き、子どもにとって最もよいことを第一に がんが はん えい 考えて反映させるようにする。

## 第21条 不当な取扱い等に対する取組

- ●市は、関係するところと協力して、子どもに対する不当な取扱いを予防と、早く発見 することに取り組む。
- 市は、不当な取扱いを受けた子どもへは、気持ちによりそい、その子どもの考えを尊重 する。
- 市は、不当な取扱いを受けた子どもを早く助けるため、関係する機関の人と協力して 対応する。
- ●市と市民、育ち学ぶ施設の人や事業者は、いじめや犯罪にかかわった子どもが、再び いじめや犯罪をしないよう、必要な取り組みをする。

## 第22条 危険な環境等からの保護

し、しか、我、まな、しせつ、ひと、じぎょうい。ここ、 かてい、ちいきいきいかが、また、でで、 市、市民、育ち学ぶ施設の人、事業者は、子どもが家庭や地域社会で健やかに育つこと ができるよう、子どもの成長や発達に影響がある公害や、事故や事件につながるおそれの ある環境、子どもの人格形成に書があると法律などで認められている情報などから子どもを まり、子どもが自分でも危険を知ることができるように必要な情報を伝える。

困ったことがあったら、 子どもをしっかり寺る ためのきまりだよ



だい じょう 第23条

るほか、国立市子ども人権オンブズマンに、相談し、助けを求めることができる

● 市は、国立市子どもの人権オンブズマンについて知らせることや、相談しやすいようにす

る取組みに協力する

計画を立てているか、権利がちゃんと 守られているかを確認するよ

# 第6章 子どもに関する施策の推進と検証



だい じょう

### 子どもに関する施策の推進

- 市長は、子どもにやさしいまちづくりをすすめる計画をつくる
   この計画は、国立市子ども総合計画の会議で考える

#### だい じょう 第25条 -子どもの権利に関する検証

\*\* はない ままま けんしょう 意見を聴いて検証する

こ きながか 子ども総合計画 ってなに?

国の方針 たいこう (こども大綱)

ほう しん

市の方針 そうごう き ほんけいかく (総合基本計画)



これがあり就で、いたよりだは、じらいだいぎりだいだろうだが、子どもの貧困支対策、児童ぎゃく待防止対策しようがい児支援、子育てをする保護者への支援、 が、どう、ほうは、 ほうか ご かん 学童保育や放課後キッズに関することなど

もんだい かいけつ しえん 子どもに関する問題の解決や支援について考えるよ♪ 条例について、なんとなくお分かいにだけたでしょうか。 なれない言葉もたくさんあったと思いますが、みなさんの幸せな 未来のために、ぜひ、理解してください♪



### わかりにくい言葉ー用語集ー

たまた。 くに また ない また ない また ない また ない また ない また で 、 国が守らなければならない 約束

条例・・・市が作る法律やルール

表明・・・人の前にはっきりと表し示すこと

考慮・・・よく考えること

電感・・・よい結果になるように、あれこれ心をくばること

義務・・・人がそれぞれの立場により当然しなければならないこと

主体性・・・自分の意志・判断で行動しようとする態度

対話・・・直接に向かい合って互いに話をすること

養育・・・やしなってそだてること

ほしょう いましょうらい 保障・・・・今も将来もおかされないようにたもつこと

不当な取扱い・・・正当な理由なく差別されたり心が傷つけられたりすること

整備・・・ととのえそなえること

周知・・・多くの人に知れ渡ること

侵害・・・権利がおかされること (守られないこと)

救済・・・救い助けること

し ぎ しら かんが けいかく **施策・・・よく調べ考えた計画** 

推進・・・前におしすすめること

けんしょう じっきい しょう かくにん 検証・・・・実際に調べて確認すること

# 質問コーナー



# 「権利」と「義務」はセット?代わりに何かしなくてはならないの?

「子どもの権利」は、義務と引きかえに与えられるものではなく、また、何かをしないと取りあげられるものではありません!





# 権利は子どもをわがままにするの?

「子どもの権利」と「わがまま」は同じではないよ。「権利」はみんなが持っていて誰にも奪われないもの。「わがまま」は自分勝手なこと。「子どもの権利」を知ることは、みんなの権利も考えるということです。





## なんでも言うと、 仲が悪くなっ ちゃわないかな?

自分の気持ちや考えを表すことは「権利」です!
でも、ちゃんと伝えるには「対話」が大切だよね。
「どちらが正しい」ではなく、お互いに意見や気持ちを伝え合い、理解しあうことということは、良い関係になることだと思うよ。





## 国立市子ども基本条例では、 子どもは何歳までなの?

じょう やく さい まえ ひ

条約では「18歳になる前の人」としていますが、 国立市の条例は、高校生など18歳以上の人でも 認められる場合があります。





# 「子どもの権利を保障することが認められる人」って、どういう人?

18歳以上でも、学びの場で、成長するための教育を受けている人や、市の施設を利用している他市の子どもなど、年齢だけで線を引くことにそぐわない場合にも条例が活かせるようになっています。





# 条約があるのに、なぜ条例をつくるの?

条約を日本が「守る」と決めて30年以上たつけど、まだ子どもの権利を知らない人がたくさんいます。
世界にはいろんな状況の国があるので、日本で暮らす私たち

の生活ではあまりイメージできないこともたくさんあります。 そこで、国立市で暮らすみなさんの生活に合わせた「条例」をつくって、子どもの権利をいろいろな場面で守る必要があります。

ぜひ、みなさんもこの条例を身近に感じてくださいね!





### 権利があるから何でもかなえて もらえるの?

権利は自分だけじゃなくみんなにあるものだから、相手の権利をうばうことはできません。「なんでもかなえる」ということではなく、話し合って「最もよいこと」を考えてみよう!





# たたかれたいしない「暴力」ってあるの?

あります!心を傷つけることも暴力だよ。 傷つける言葉を言ったり、逆に無視をすることも 暴力なんだ。精神的暴力、心理的ぎゃく待とい うのがあるよ。知っておくことは大切です。





### 学習塾や習い事も権利を保障 する役割があるの?

市に関わるすべての大人がは入ります。学習塾や習い事は 学びの場なので「育ち学ぶ施設」になります。





本当に、自分で解決できない困ってることがあるときは、どうすればいいの?

ひとりで乗り越えることが難しいつらいことや、困ったことがあったら、必ず、相談してね。(21ページにあるよ)



かんが

# 考えてみよう

こんなときあるかな? はん たんたい本当の気持ち

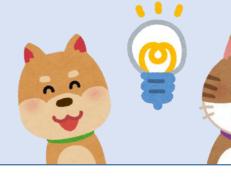
こんな場所 あったらいいな・・・





本当は、 古がかすす 自分の好きなこと、 幸せに感じること、 やりたいことがあるん だけど・・・

本当は、 本当は、 悲しいこと、いやなこと、 つらいことがある・・・



き出して 本 にえてみよう!

どこに伝えてよいかわから ないときは21ページをみて 程談してね

# 意見や相談について

子どものみなさんの意見は、自分が豊かに育っためや、やさしいまちづくりのために 必要な大切な意見です。「考えや意見があること、困っていること」があったら、ぜひ 下のところに連絡してください。ひとりで悩まずなんでも相談してください。

## ●子ども家庭部児童青少年課

子ども基本条例に関すること、まちづくりに関すること、居場所のこと、環境のこと、 まか はな とこに話せばよいかわからないことなど、なんでもお問い合わせください。

(にたち しゃくしょ じ ら せいしょねんか は しょ かい ばんまど (ち) 国立市役所 児童青少年課 場所:1階18番窓口 ☎ 042-576-2111

## ● 子どもの人権オンブズマン

ここでは、からいでは、アどもの権利をまもり、助けるための、公的機関です。
がっこう
学校のこと・友だちのこと・家族のこと・自分のことなど、どんなことでも相談できます。

電話で相談 0120-70-7830 (無料)

メールで相談 sec\_ombudsman@city.kunitachi.lg.jp

手紙で相談 オンブズマンレターを学校・図書館・児童館に置いてあります。

また、好きな手紙で送っても大丈夫です。

ざめた。 送り先 186-8501 子どもオンブズマン 行き

じゅうしょ ゆう びんばんごう (住所は郵便番号だけで届きます)

## ●その他の市の相談先

でできませる。 できませま ままま ・子ども・子育ての総合相談窓口「くにサポ」

にんしん しゅっさん こ そだて ここで じしん そうだん 妊娠・出産・子育てのほか、子ども自身からの相談もできます。

くにたち子育てサポート窓口 ☎ 042-576-2105 (直通)

●子ども・子育て相談、またぎゃく待にあっている子どもがいたら以下へご連絡ください。

こ かない し えん 子ども家庭支援センター **☎** 042-573-0192

●育児や子どもの発達について相談ができます。

# ~あとがき~ 大人のみなさんへ

\*\*\*\*\* 大人から「なんでも子どもの言うとおりにしなくてはならないのでしょうか」と聞かれることがありますが、 ここで着目していただきたいのは、「子どもの豊かな成長」です。

なんでも言うとおりにすることが子どもの豊かな成長につながるでしょうか。

一緒に話し合ってみる、理由が明確である場合は説明する、結果よりも主体的に考えたことを 褒める、などの子どもとの「応答的な関わり」が人を信頼する心を育て、子どもが成長することにつな がります。結果的に、大人の判断で「子どもに最もよいこと」を決断することになったとしても、気持ち を聞いてもらい、一緒に考える機会を持った、決断の理由を説明してもらったことで、子どもは「自 が人大切にされた」と感じることでしよう。 また、基本的なマナーや、人を思いやる気持ち、間違っ ていることを教えてもらうことも子どもの成長につながることです。

はいいますがい、ままい。このはいり、いったが、くいなか。ないない。本条例に記載した「子どもの権利」は、実際の暮らしの中でイメージしやすく、かつ、起こりうる
ままざま じょうきょう たい こったい ちょうかってき あらわ 様々な状況に対して、子どもの権利条約の精神をもって対応できるよう包括的に表しています。

春らしの中でのシチュエーションは様々あるかと思いますが、それぞれに正解の対応が決まっているのではなく、一緒にお互いを尊重しながら考えてみることに大きな意味を持ちます。

国立市は、本条例が市民生活の中で活かされることで、いま危機にある子どもが救われること、

(IC たき し
国立市のすべての子どもたちが自分らしく幸せを感じながら豊かに成長し、そして、子どもを支える
まとな
しあわ
かん
ら
大人にとっても幸せを感じて暮せるまちになることを目指していきます。

### 国立市子ども家庭部児童青少年課

(また) か じょうれいぶん こ り かい ひょうけん この本に書かれている条例文は、子どもが理解ができるようにやさしい表現になっています。 じっさい じょうれいぶん し まぎ に じ げん きん 実際の条例文は市ホームページをごらんください。 (右の二次元コードよりご覧ください)



すべての子ども・大人のみなさんへ国立市子ども基本条例を知ろう!

国立市子ども家庭部児童青少年課